

国十三回 参議院農林委員会議録第二十六号

(四七七)

昭和二十七年四月二十二日(水曜日)午後一時五十三分開会

出席者は左の通り。

委員長

理事

委員

西山

加賀

山崎

恒君

龜七君

操君

邦彦君

宮本

赤澤

三浦

辰雄君

小林

孝平君

飯島連次郎君

三浦

ます。

附則につきましては、特別御説明を要しないかと思いますが、この最後の農業共済再保険特別会計法の改正でござりますが、これは只今申しました第九条の補助金を特別会計から支出することができるという規定でございまます。農業勘定に掛金の一部が入つて来る関係上、それを戻すという意味におきまして、農業勘定から補助金が出せます。以上が臨時特例法の概要の御説明でござります。

す。この第一条は目的を語つてござ
います。ここで申上げたい点は、基金
の目的、事業に関係するのであります
が、基金の目的、事業の範囲につきま
して、ここに上つておりますように、
農作物共済、森林共済、家畜共済とい
うことになります。

第二条以下につきましては、これは一般の法人の規定と特別変つた点はございませんが、ただ第五条に資本金は三十億円とする、政府が十五億円出すということを重視して頂ければ結構だと思います。

第七条以下の設立につきましては、これは他の組合乃至団体と格別変つたところがございませんので、省略をいたさせて頂きたいと思うのであります。

たるこの連合会が出資することになり

たるこの連合会が出資することになります。ところがこの法人の性質に鑑みまして、出資を任意にしておくということは如何かと存しますので、十五条のよう規定を置いたのであります。各会員が如何よくな出資をすべきかといふ抽象的な原則を掲げてあるのあります。出資をきめます基準といたしまして十五条が定めておりますのは、第一番には、この基金の目的といたしますところは、不足金の融通でござりますから、今後予測し得るところの不足金というものを一つの基準にした
ハ、こういふ点が第一点であります。

次は、個々の事業の分量、乃至農家の戸数、或いはその面積、或いは収穫量というようなことをやはり当然参照すべきじやないかということに思われますので、それは当然この共済事業から申しますならば、保険金額に反映するはずであるということであります。

で、総保険金額の割合を第一の基準にいたしております。

第三番目は、全会員が加入するわけでござりますので、而も各会員必ず平等の一個の議決権を有しますので、平等に分配する分があつてもいいはずであるということでございまして、かように三つの基準を置いたのでございます。この三つのうち、第一の基準、即ち不足金の出る可能性といったようなものを考えたのがこの第十五条の一号

て、その基準によって具体的に定めで

て、その基準によつて具体的に定試で定めてもらひと、うことに考えておるのであります。政府の出資は一度に十五億といたすのであります、会員の側はこれは五年以内にする、私どもの考え方いたしましては、成るべく早急に出資を完了するということが、払込みを完了するということが望ましい、でき得ますならば、三年ぐらいに完了いたしたいというふうに考えております。第一回の払込みにつきまして、この十五条の四項に特に「一億」ということを讀つてござりますのは、この第一回の払込みを実は法人の設立の要件

にいたしておらないのであります。さういう関係上、特に第一回の払込みの金額の規定を置いたほうがよかろうと存じたわけであります。十六条の分はこれは組合法などと大体同様でござります。第十七条の持分の譲渡禁止でございますがこの会員は保険の連合会

であるということに限定されておりま
す。それからもう一点は、連合会が出
資をいたします場合に、下級の組合乃
至農家に割振りをいたさなければなり
ませんが、連合会の出資が譲渡され
ということになりますと、その
辺の関係が非常に複雑になるといふこ
とで、譲渡を禁止する趣旨の規定を置
いたのであります。

うのは、主務大臣の解任の命令のこと

うのは、主務大臣の解任の命令のこと
であります。その他はほぼ他の団体法
と同様であります。二十九条に参りま
して、運営委員会といふ規定がござい
ます。これはいわば特殊の機関でござ
いますが、何しろ連合会は四十六に限
られておりますけれども、基金の業務
といったましては、不足金の融通とい
うことなどがございますので、四十六の連
合会の問題は実は的確にわかるはずで
ござりますけれども、一種の財團的な
基金といったような名称からも御判断
が頂けるように、財團的なものでござ
りますので、そろそろ中公会をやる

必要もなかろうかと思います。そういう場合に、運営委員会といったよなものを置きまして、連合会の意思をできるだけ基金の日常の場合に反映させたい、かような意味で運営委員会という機関を置いたのであります。勿論これは諮問機関でございまして、意思決

定乃至基金の代表機関といったようなものではないであります。次は第五章の業務でございますが、業務の範囲は、先ほどもちよつと触れましたように、農作物共済奨励共済、家畜共済の保険金の支払に關しまして、連合会が必要とする資金を貸付けるということで、これが実体でござります。二号はそれに附隨する業務でござります。三号はこの二通りの仕事に附帶する業務でございまますが、附帶業

基金の業務でござりますので、これを

基金の業務でござりますので、これを十分監督するという意味でかよろな規定を置いたのであります。三十五条は、業務の委託でございます。基金ができましても、厖大な職員を擁するというようなことは勿論考えておりません。でき得べくんば、極く少数な人員に限りまして、実務は適当な金融機関に委ねたいという趣旨が三十五条の規定でござります。この場合に、業務の委託と申します場合には、場合によりましては、貸付の決定の委託もいたしていいのではないかというふうに考えることになります。十両の金額につきましては、

ものについては考え方などによろしい
のであります。家畜共済といつたよ
うな、よつと中共済金の支払をすると
ころが、一時金が足りないといつたよ
うなものにつきましては、賃付の決定
までも委託をしてよろしいのではないか
かというふうに只今は考えておりま

す。三十六条は、貸付金の使用でござります。これもこういう特殊の金融業に見られる規定でございまして、別段御説明を要しないと思ひます。

第六章は基金の会計でござります。予算の承認ということが第三十七条に載つております。次は損失でん補準備金でございますが、これも特段御説明を要しないと思ひます。特別積立金も同様でござります。剰余金の運用につきましては、こういう基金の生質上、

す。次は役員の改選命令でございますが、基金が共済事業の一環とする業務を行うということ、それから政府が半額を出資しているというようなこと、なおさのような関係におきまして、役員につきましては十分監督する必要があるといふことで、法令違反といったようなことがあります場合には改選を取りあえず命ずることができる。改選を命じましても、なお改選を基金としてしないといったような場合には、直接に主務大臣が役員を解任できるというのがこの規定であります。

八章は補則でございますが、四十五条以下数条の規定は、連合会が出資をいたします場合に下からそれを吸い上げて出資をするということがどうして

も必要なのであります。連合会には組合員という工合に吸い上げて参ることが必要でございますので、さよう

な趣旨を置いたのでございます。その場合の分担のきよ出の割合をどうして

か、或いはきよ出した組合員或いは会員が脱退した場合にどうするかという

ようなことがあります。きよ出の額の割振りにつきましては、これは共済

掛金の総額を一つの基準とする、それからもう一つは平等割を一つの基準とするということであります。この場合にはもやはり連合会が基金に出資をする場合のような不足金の出方の予想といつたようなことがありませんので、さようにいたしたのであります。組合が農家からきよ出金を求める場合にもほぼ同様なことで考えております。但しこの場合には平等割といふようなことが非常にウエイトを持つといふよう

なことも考えられますが、その場合に

余りにも平等割に偏重されでは困りますので四十六条の第一項につきまして、平等割についてはこれは省令で制限をするという申し書を付けたのであります。それからこのきよ出金は出資とは若干趣きを異にするのであります。第五項はこれは登録税の免除であります。それから第六項はこれは所得税法につきまして、登録税によるところは非課税とするという趣旨であります。第七項はこれは地方税法の二百九十六条の分は市町村民税、これを非課税にするという規定であります。それから七百四十三条はこれは事業税にておるのであります。最後に当然るべき解散の規定乃至清算の規定はこれでございません。申すまでもなく共済事業乃至保険事業には不足金が出るということはこれはあり得ることでござりますし、いつになつたらそれがあります。第八項はこれは経済罰則につきましての規定の適用をする、乙号を適用するということですございまして、收賄乃至機密漏洩というふうなことにつきましては、公務員法に準ずるというふうな趣旨でございます。

概略でござりますが以上を以て説明を終ります。

○委員長(羽生三十七) 速記をとめて下さい。
〔速記中止〕

第九章は罰則の規定でございます。これも格別御説明を要しないかと思います。附則はこれは主として他の法律との関係を書いてございますが、第二項はこれは事業者団体法の適用除外を規定をしておるのであります。それから第三項は、これは印紙税の課税を除外するという規定であります。第四項の法人税の関係でございますが、これは共済組合乃至連合会と同様に扱うといふことになりますが、これは共済事業につきまして、基金が當む非収益事業につきましては、法人税を除外するということであります。ところが

基金は収益事業を営むといふことは予子といったしまして、このほか、若干の改正を加えることを目的としておりました。それで、今までなく、我が国の食糧事情は終戦以来逐年著しい改善を見るに至り、食糧の不足から来る国民食生活の不安定や、これに起因してインフレを促進するといった事態は次第に解消して参りましたが、主食の中、なかなか、麦類については、都市家計において価格は安定するに至りますと共に、他面消費者家計の増強を図ると共に、他面消費者家計の安定を図る趣旨を以ちまして、麦類の需給及び価格の調整を図るために政府の買入及び売渡しに関する新たな方式について、必要な規定を設けることとしたのであります。

その大綱について御説明申上げますと、まず、政府は麦作經營の安定を図るために、これまでと同様に完全な措置を講じますならば、国内生産の維持と相俟つて輸入食糧も十分確保し得ると存ぜられますので、何らの不安なく推移し得るものと見込まれる次第であります。

従いまして、政府としては以上申上げました事情から判断いたしまして、麦につきましては、もはや供出配給制度を続ける必要は極めて薄くなり、統制を廃止いたしましても社会経済に不安を与える虞れはないのみならず、却つて、大方の物資について自由市場の恢復した今日、確かに統制の不便から開放して、農家にはその生産した麦の自由販売を、消費者には麦の消費についての質と量の自由な選択を認める利便を与えることが適切と考える次第であります。併しながら麦は統制を廃止しましては、需給の調整と市価の安定を図るよう毎月所要量を充渡すことといたしまして、その充渡の方法は一般競争入札によるほか、流通の円滑、価格安定等を図るために必要があると認められたときは、指名競争入札又は隨意契約によることがあります。政府の間接的な需給調節の措置を講じ、安定した麦価の水準を維持することが望ましいのであります。従いまして、政府は輸入食糧にかかる、消費者価格の安定のため、内外の価格水準の調整上必要な限り、輸入補給金を財政支出する措置を講ずることとしたしますと共に、内麦につきましては、麦の供出配給制度の廃止後におきましても、政府は一画国内生産の増強を図ると共に、他面消費者家計の安定を図る趣旨を以ちまして、麦類の需給及び価格の調整を図るために政府の買入及び売渡しに関する新たな方式について、必要な規定を設けることとしたのであります。

次に、政府が買入れた麦の売渡しにつきましては、需給の調整と市価の安定を図るよう毎月所要量を充渡すことといたしまして、その充渡の方法は一般競争入札によるほか、流通の円滑、価格安定等を図るために必要があると認められたときは、指名競争入札又は隨意契約によることがあります。政府の間接的な需給調節の措置を講じ、安定した麦価の水準を維持することが望ましいのであります。従いまして、政府は輸入食糧によることといたしておきます。政

府の売渡價格については、消費者の家計費に対し、麦価が実質的負担増加となるないように十分考慮して定めることといたしておきます。輸入麦につきましては、国内産麦と同一の価格水準で充渡すため、輸入補給金を附することといたしておきます。

なお、以上の改正のほか、現在我が

国は戦前と食糧の需給構造が著しく変りましたため、麥食による食生活の改善を図ることが必要と存じますので、学生等に供するものについては、当分の間、通常の政府売渡価格より低く別に農林大臣が定めて政府所有麥類を売渡し得る途を開くことといたしております。

以上申述べました点が、麥の統制廃止に伴う主なる規定の改正点であります。このほか、食糧管理法中若干の改正をいたした点につきまして御説明申上げますと、第一に、いも類、雜穀について、昨年度から管理の対象から外れておりますため、法文上、いも類、雜穀に關する規定を削除いたし、第二に、食糧配給公團に關しましては昨年四月一日解散し、近くその清算事務も完了いたしましたので、同公團に關する規定を削除いたしましたほか、字句の改正、条文の整備等、なお若干の改正を行なうこととしております。

以上が食糧管理法の一部を改正する法律案の提案理由であります。何とぞ慎重御審議の上、速かに御可決あらんことをお願いする次第であります。

○委員長(羽生三七君) 引続いて食糧

府長官から本改正案の内容について御説明を求めるはずでありますたが、衆議院のほうの都合でこちらへ出られな

いようでありますので、これも後日に譲りまして、本日はこの程度で散会いたしたいと思います。

午後二時五十五分散会

昭和二十七年五月六日印刷

昭和二十七年五月七日發行

參議院事務局

印刷者 印 刷 厅